

第1表

令和6年度事業計画

I 事業方針

我が国経済は、内閣府の月例経済報告（令和6年2月）によると、国内景気の基調判断について「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とされ、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とされています。

国・地方の財政事情は依然として厳しく、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている中で、当事業団も今後において効率的で効果的な経営が求められております。

本年度においても、事業団の理念及び基本方針を踏まえ、多様化また複雑化する利用者のニーズに的確に対応できるよう創意工夫して、利用者が心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めてまいります。また、事業のPR、定員の充足等にも十分配慮し、5期目初年度の指定管理者として円滑な管理運営とともに、更なる組織の強化に取り組んでまいります。

理念

地域の社会福祉の中核たる自覚と責任の下、あらゆる人たちが心身ともに健やかで、住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう、常に笑顔と思いやりをもって利用者に寄り添いながら、安心と信頼に応える福祉サービスを提供します。

基本方針

1. 一人ひとりの人権を尊重し、個人の可能性や主体性に配慮した利用者本位の福祉サービスの提供に努めます。
2. 利用者の信頼を大切にし、事業団として永年培った経験と実績に基づく専門的で質の高いサービスの提供に努めます。
3. 地域の関係団体及び機関等と連携を図りながら、地域と協働でだれもが暮らしやすい地域社会の創造と親しまれる施設づくりに努めます。
4. 法令を遵守し、適切かつ効率的な事業運営に努めるとともに、市と緊密な連携を図り、地域の社会福祉における先導的な役割を果たします。
5. 利用者本位の最適なサービスの提供を目指し、絶えず職員個々の能力や技術の向上に取り組めます。

II 主要事業

1 法人運営（事務局関係）

- (1) 事務事業の統括管理
- (2) 年2回の定例会を開催、また必要に応じ臨時会を開催
- (3) 職員配置等の見直しによる組織体制の確立

2 指定管理事業等

A 身体障害者福祉センター

- (1) 身体障害者福祉センターの指定管理
- (2) 若草地域活動支援センターの指定管理

B 児童館関係

- (1) 中央児童センターの指定管理
- (2) 新玉児童館の指定管理
- (3) 味生児童館(建物管理を含む)の指定管理
- (4) 久米児童館(建物管理を含む)の指定管理
- (5) 久枝児童館の指定管理
- (6) 畑寺児童館の指定管理
- (7) 南部児童センター(建物管理を含む)の指定管理
- (8) 北条児童センター(建物管理を含む)の指定管理

C 久枝障害者生活介護事業所関係

- (1) 久枝障害者生活介護事業所(建物管理を含む)の指定管理
- (2) 久枝障害者生活介護事業所日中一時支援事業の指定管理

D 若草就労継続支援事業所

- (1) 若草就労継続支援事業所(B型)の指定管理(身体障害者福祉センターで実施)

E 畑寺就労継続支援事業所

- (1) 畑寺就労継続支援事業所(B型)の指定管理

F ひまわり園関係

- (1) 児童発達支援センターひまわり園の指定管理

G 親子通園・くれよん

- (1) 児童発達支援事業「親子通園・くれよん」の指定管理(身体障害者福祉センターで実施)

H 畑寺児童発達支援事業所

- (1) 畑寺児童発達支援事業所の指定管理

I ひだまりクラブ

- (1) 児童発達支援事業「ひだまりクラブ」の指定管理(ひまわり園で実施)

J ハーモニープラザ関係

- (1) ハーモニープラザの指定管理

K 畑寺福祉センター関係

- (1) 畑寺福祉センターの指定管理

L こどもの相談室 ふらっと 関係

- (1) 障がい児相談窓口運営事業の指定管理
- (2) 特定相談支援事業の指定管理
- (3) 障害児相談支援事業の指定管理
- (4) 保育所等訪問支援事業の指定管理
- (5) 障害児等療育支援事業の指定管理

Ⅲ 指定管理事業等の計画内容

A 身体障害者福祉センター関係

1 身体障害者福祉センター管理運営事業

(1) 目的

障がいのある方に対し、日常生活支援、社会適応支援及び創作、軽作業等の事業を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図る。

(2) 方針

身体障害者福祉センターの管理運営に関する事業を推進する。

2 若草地域活動支援センター事業

(1) 目的

身体に障がいのある方が通所により自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう自立支援、社会適応支援、創作的活動等の各種サービスを供与することにより、自立と社会参加を促進し、身体障がい者の福祉の増進を図る。

(2) 内容

身体に障がいのある方の自立と社会参加を促進するため次の事業を実施する。

(3) 対象サービス

①自立支援

講座名	曜日	時間	定員	回数
ヨガ	第1・3月曜日	10:00～12:00	10	16
健康体操	毎週木曜日	13:30～15:30	15	32

②社会適応支援

講座名	曜日	時間	定員	回数
パソコン(基礎)	毎週火曜日	13:30～15:30	10	32
パソコン(応用)	毎週水曜日	13:30～15:30	10	32
スマホ(前期)	第2・4金曜日	10:00～12:00	10	8
スマホ(後期)	第2・4金曜日	10:00～12:00	10	8

③創作的活動

講座名	曜日	時間	定員	回数
ペン習字	第1・3月曜日	13:30～15:30	10	16
歌の教室	第2・4月曜日	13:30～15:30	15	16
絵手紙	毎週火曜日	10:00～12:00	10	32
書道	毎週水曜日	10:00～12:00	12	32
俳句	第1・3金曜日	10:00～12:00	10	16

(4) 送迎サービス

- ・2台の福祉車両による利用者の送迎

(5) 対象者

- ・松山市に在住する在宅の身体障がい者

(6) 利用費用

- ・原材料の実費

B 児童館関係

1 目的

児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

2 方針

より多くの子ども達に利用してもらうため、イベントや各種教室活動等を積極的に実施し、より効果的な事業運営を行う。

3 「中央児童センター」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・親子フェス

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ ・障がい児対象クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽

・創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・つくっちゃ王

・集団・体験活動事業

○季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・集団あそび活動事業 あそんじゃ王
・季節行事活動事業 わくわくタイム
・自然体験活動事業 さんさんタイム

・地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

- ・地域交流事業
- ・ジュニアボランティア育成事業
 - ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
 - ・ジュニアボランティアクラブ
- ・中・高校生世代の居場所づくり推進事業
 - 中・高校生世代への居場所の提供や、中・高校生世代主体のイベント等をニーズに合わせて企画・運営を行う。
 - ・中高生タイム ・中高生専用コーナー開放
- ・巡回児童館事業
 - 児童館のもっている機能を地域に広め、地域住民とともに様々な遊びを通して児童の健全育成を図る。
 - ・移動児童館
- ・市内児童館（センター）合同・協力事業
 - 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
 - ・松山まつり ・第28回あそぼうフェスタ ・松山市関連事業等への参加
- ④その他の事業
 - ・離島児童交流事業
 - 地元住民の協力を得ながら、各種体験型イベント等を通して交流を深めることにより、児童の健全育成と離島の振興を図る。
 - ・WA I WA I キャンプ in 中島
 - ・調査研究事業
 - ニーズに合わせた事業の提案実施
 - ・ランドセル来館 ・児童館ウェルカムパーティー ・あそびの屋台
 - ・子ども参画プロジェクト

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協力イベント

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○子育て支援講座 ○さんさんタイム		○あそびの屋台 ○中高生タイム	
5月	○子育て支援講座 ○あそんじゃ王		○あそびの屋台 ○中高生タイム	
6月	○子育て支援講座 ○つくっちゃ王 ○地域交流活動		○あそびの屋台 ○中高生タイム ◎第28回あそぼうフェスタ	
7月	○子育て支援講座 ○親子フェス ○あそんじゃ王		○わくわくタイム ○あそびの屋台 ○中高生タイム	
8月	○子育て支援講座 ○さんさんタイム ○あそびの屋台		○中高生タイム ◎松山まつり ◎WA I WA I キャンプ in 中島	

9月	○子育て支援講座 ○あそんじゃ王	○あそびの屋台 ○中高生タイム
10月	○子育て支援講座 ○さんさんタイム ○地域交流活動	○あそびの屋台 ○中高生タイム
11月	○子育て支援講座 ○つくっちゃ王 ○あそんじゃ王	○あそびの屋台 ○中高生タイム
12月	○子育て支援講座 ○わくわくタイム ○つくっちゃ王 ○わくわくタイム	○あそびの屋台 ○中高生タイム ○児童館ウェルカムパーティー
1月	○子育て支援講座 ○あそんじゃ王 ○さんさんタイム	○あそびの屋台 ○中高生タイム
2月	○子育て支援講座 ○つくっちゃ王 ○わくわくタイム	○あそびの屋台 ○中高生タイム
3月	○子育て支援講座 ○あそんじゃ王 ○わくわくタイム	○あそびの屋台 ○中高生タイム ○地域交流活動

4 「新玉児童館」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・ベビママデー ・おたんじょうび会

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ（年中・年長児クラス、年少児親子クラス）

・視聴覚活動事業

8月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	◎松山まつり ○あらたまフェスティバル ○あらたまキッズランド ○子ども喫茶 ◎WAIWAIキャンプ in 中島
9月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○あらたまキッチン ○児童館ウェルカムパーティー
10月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○ハロウィン ○子ども喫茶
11月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○ネイチャーあらたま ○あらたまキッチン
12月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○クリスマス会（乳児対象） ○クリスマス会（幼児対象） ○子ども喫茶
1月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○わくわくタイム
2月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○コムズフェスティバル ○節分 ○子ども喫茶
3月	○子育て支援講座 ○ベビママデー ○おたんじょうび会	○あらたまキッズランド ○ネイチャーあらたま

5 「味生児童館」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・おおきくなったかなタイム～みぶじ de ミニバースデー～

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくり

- やルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。
- ・体力増進クラブ
 - ・視聴覚活動事業
 - 図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。
 - ・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽
 - ・創作・文化的活動事業
 - ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。
 - ・クラフトコーナー ・わくわくタイム
 - ・集団・体験活動事業
 - 季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。
 - ・集団あそび活動事業 みぶじキッズタイム
 - ・季節行事活動事業 みぶじ de シーズン (みずあそび・運動会・クリスマス会)
 - ・自然体験活動事業 みぶじ de ネイチャー (探検隊・ゆきあそび)
 - ・地域活動支援事業
 - 児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
 - ・みぶじ de コミュニティー (わに丸フェスティバル・お楽しみ会)
 - ・ジュニアボランティア育成事業
 - ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
 - ・ジュニアボランティアクラブ
 - ・市内児童館 (センター) 合同・協力事業
 - 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
 - ・松山まつり ・第28回あそぼうフェスタ ・W A I W A I キャンプ in 中島
 - ・松山市関連事業等への参加
 - ④その他の事業
 - ・調査研究事業
 - ニーズに合わせた事業の提案実施
 - ・ランドセル来館 ・ゆずりゆずってメッセージ
 - ・子ども参画プロジェクト ・来館者名簿印字サービスカード

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協力イベント

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム			○みぶじ de ネイチャー
5月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム			○みぶじキッズタイム
6月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム			◎第28回あそぼうフェスタ
7月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム			○みぶじ de コミュニティー

8月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○みぶじ de シーズン ○わくわくタイム ◎松山まつり ◎WA I WA I キャンプ in 中島
9月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○みぶじ de シーズン
10月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○みぶじ de シーズン
11月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	
12月	○子育て支援講座 ○おきくなったかなタイム	○みぶじ de ネイチャー ○みぶじ de シーズン
1月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○みぶじ de コミュニティー
2月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○みぶじキッズタイム
3月	○子育て支援講座 ○おおきくなったかなタイム	○わくわくタイム

6 「久米児童館」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽

・創作・文化的活動事業

- ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。
 - ・クラフトコーナー
 - ・わくわくタイム
- ・集団・体験活動事業
 - 季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。
 - ・集団あそび活動事業
 - ・季節行事活動事業
 - ・自然体験活動事業
- ・地域活動支援事業
 - 児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
 - ・子育て応援day
 - ・くめフェス
- ・ジュニアボランティア育成事業
 - ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
 - ・ジュニアボランティアクラブ
 - ・ひつじ商店
- ・市内児童館（センター）合同・協力事業
 - 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
 - ・松山まつり
 - ・第28回あそぼうフェスタ
 - ・WAIWAIキャンプ in 中島
 - ・松山市関連事業等への参加
- ④その他の事業
 - ・調査研究事業
 - ニーズに合わせた事業の提案実施
 - ・ランドセル来館
 - ・ゆずりゆずってメッセージ
 - ・ウェルカムパーティー
 - ・こども参画プロジェクト

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協力イベント

実施時期	イ ベ ン ト	
4月	○子育て支援講座	○みんなであそぼう
5月	○子育て支援講座 ○わくわくタイム	○ひつじ商店
6月	○子育て支援講座 ○くめじナイト	◎第28回あそぼうフェスタ
7月	○子育て支援講座 ○自然体験あそび	○くめフェス
8月	○子育て支援講座 ○わくわくタイム ○みんなであそぼう	○ひつじ商店 ◎松山まつり ◎WAIWAIキャンプ in 中島
9月	○子育て支援講座 ○くめじナイト	○ひつじ商店 ○子育て応援day

10月	○子育て支援講座 ○きせつあそびタイム	○ひつじ商店 ○ウェルカムパーティー
11月	○子育て支援講座 ○みんなであそぼう	○木であそぼう ○ひつじ商店
12月	○子育て支援講座 ○きせつあそびタイム	○ひつじ商店
1月	○子育て支援講座 ○みんなであそぼう	○きせつあそびタイム ○ひつじ商店
2月	○子育て支援講座 ○きせつあそびタイム	○ひつじ商店
3月	○子育て支援講座	○みんなであそぼう

7 「久枝児童館」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・ベビママ★フレンズデー♪ ・おはなしかい ・みんなでバースデー

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽

・創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・わくわくタイム

・集団・体験活動事業

○季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくるとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・集団あそび活動事業 あそびのポケット

	○みんなでバースデー	○子ども参画プロジェクト
10月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー	○おはなしかい ○きせつWEEKS ○LAN-LANデー
11月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー	○おはなしかい ○木とあそぼうDAY
12月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー	○きせつWEEKS ○わくわくタイム ○LAN-LANデー
1月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー ○おはなしかい	○あそびのポケット ○わくわくタイム ○すこやか赤ちゃん応援フェスタ
2月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー ○おはなしかい	○きせつWEEKS ○わくわくタイム ○あそびのポケット ○LAN-LANデー
3月	○子育て支援講座 ○ベビママ★フレンズデー♪ ○みんなでバースデー	○LAN-LANデー ○子ども参画プロジェクト

8 「畑寺児童館」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

- ・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽
- ・創作・文化的活動事業
○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。
・クラフトコーナー ・でらじ工房
- ・集団・体験活動事業
○季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。
・集団あそび活動事業 元気ZZZタイム でら小屋
・季節行事活動事業 運動会 水遊び 昔あそび クリスマス会
・自然体験活動事業 児童館宿泊体験 公園であそぼう でらじ外あそび隊
- ・地域活動支援事業
○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
・畑寺地区運動会 ・畑寺地区夕涼み会
- ・ジュニアボランティア育成事業
○ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
・ジュニアボランティアクラブ
- ・市内児童館（センター）合同・協力事業
○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。
また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
・松山まつり ・第28回あそぼうフェスタ ・WA I WA I キャンプ in 中島
・松山市関連事業等への参加
- ④その他の事業
- ・調査研究事業
○ニーズに合わせた事業の提案実施
・ランドセル来館 ・ゆずりゆずってメッセージ ・児童館ウェルカムパーティー
・すこやか赤ちゃん応援フェスタ ・子ども参画プロジェクト

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協イベント

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○子育て支援講座 ○元気ZZZタイム			○でらじ工房
5月	○子育て支援講座 ○公園であそぼう			○畑寺地区運動会 ○児童館ウェルカムパーティー
6月	○子育て支援講座 ○元気ZZZタイム			○ちびっこ運動会 ◎第28回あそぼうフェスタ
7月	○子育て支援講座 ○元気ZZZタイム			○児童館宿泊体験 ○でら小屋
8月	○子育て支援講座 ○元気ZZZタイム ○でら小屋 ○水遊び			○畑寺地区夕涼み会 ◎松山まつり ◎WA I WA I キャンプ in 中島

9月	○子育て支援講座	○お月見会 ○でらじ工房
10月	○子育て支援講座	
11月	○子育て支援講座 ○元気ッズタイム	○公園であそぼう ○すこやか赤ちゃん応援フェスタ
12月	○子育て支援講座 ○でらじ工房 ○でら小屋	○昔あそび ○クリスマス会
1月	○子育て支援講座 ○でらじ工房	○元気ッズタイム
2月	○子育て支援講座	○でらじ工房
3月	○子育て支援講座 ○元気ッズタイム	○でらじ外あそび隊

9 「南部児童センター」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・バースデイ

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽

・創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・トコとんタイム

・集団・体験活動事業

○季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

- ・ 集団あそび活動事業 あそぶ～タイム
- ・ 季節行事活動事業 夏まつり 勉強会 天体観測 昔あそび
- ・ 自然体験活動事業 なんぶ農園

・ 地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

- ・ センターまつり ・ 防災体験 ・ いしい de 動く児童館

・ ジュニアボランティア育成事業

○ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。

- ・ ジュニアボランティアクラブ ・ 子ども屋台

・ 中・高校生世代の居場所づくり推進事業

○中・高校生世代への居場所の提供や、中・高校生世代主体のイベント等をニーズに合わせて企画・運営を行う。

- ・ 中高生タイム ・ 練習室、多目的室開放 ・ 中高生実行委員会

・ 市内児童館（センター）合同・協力事業

○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。

- ・ 松山まつり ・ 第28回あそぼうフェスタ ・ WA I W A I キャンプ in 中島
- ・ 松山市関連事業等への参加

④その他の事業

・ 調査研究事業

○ニーズに合わせた事業の提案実施

- ・ ランドセル来館 ・ ゆずりゆずってメッセージ ・ 児童館ウェルカムパーティー
- ・ プレママ&プレパパセミナー ・ こども参画プロジェクト

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協カイベント

実施時期	イ ベ ン ト	
4月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム①
5月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○トコとんタイム① ○なんぶ農園
6月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム② ◎第28回あそぼうフェスタ
7月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○児童館ウェルカムパーティー ○夏まつり／○子ども屋台
8月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム③ ○勉強会 ◎松山まつり ◎WA I W A I キャンプ in 中島

9月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○トコとんタイム② ○天体観測 ○防災体験／○子ども屋台
10月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム④
11月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○プレママ&プレパパセミナー
12月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム⑤ ○トコとんタイム③ ○センターまつり／○子ども屋台
1月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○昔あそび
2月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○あそぶ～タイム⑥
3月	○子育て支援講座 ○バースデイ ○中高生タイム	○トコとんタイム④

10 「北条児童センター」の運営計画

(1) 内容

①児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供する中で子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。なお、子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら利用しやすい環境づくりに取り組む。

・おもちゃ、卓球等貸出

②子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験を通じて、他者との関わりを持つ活動などを展開し、親子の交流・つどいの場を提供するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げるなどの子育て支援を行う。また、子育てを推進するための相談機能にも留意し、切れ目のない地域子育て支援拠点として、市内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流に取り組むほか、地域活動組織や地域との連携を図る。

・親子体操 ・親子クラブ ・親子ふれあいタイム ・子育て支援講座
・みんなでバースデイ

③児童健全育成活動事業

・体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

・視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・図書貸出 ・パソコンコーナー ・館内音楽

- ・Book⇔Trade (ブック・トレード)
- ・創作・文化的活動事業
 - ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。
 - ・クラフトコーナー ・ARTime (アート)
- ・集団・体験活動事業
 - 季節毎の自然体験や伝統行事、スポーツ・文化活動などを集団で実施する機会を提供し、仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの創造性・忍耐力・社会性を養い、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。
 - ・集団あそび活動事業 あそびのパレット
 - ・季節行事活動事業 きせつWEEKS
(こどもの日・ハロウィーン・クリスマス・正月など)
 - ・自然体験活動事業 ほうじょう農園 県産つみきであそぼうDAY
- ・地域活動支援事業
 - 児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
 - ・LAN (ラン) —じどうかん×ちいき— (移動児童館等)
- ・ジュニアボランティア育成事業
 - ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
 - ・ジュニアボランティアクラブ
- ・中・高校生世代の居場所づくり推進事業
 - 中・高校生世代への居場所の提供や、中・高校生世代主体のイベント等をニーズに合わせて企画・運営を行う。
 - ・音楽室、屋外バスケットコート開放
 - ・@Teen's-TIME (エイティーンズ・タイム)
- ・市内児童館 (センター) 合同・協力事業
 - 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
 - ・松山まつり ・第28回あそぼうフェスタ ・WA I W A I キャンプ in 中島
 - ・松山市関連事業等への参加
- ④その他の事業
 - ・調査研究事業
 - ニーズに合わせた事業の提案実施
 - ・ランドセル来館 ・ゆずりゆずってメッセージ ・児童館ウェルカムパーティー
 - ・すこやか赤ちゃん応援フェスタ ・来館者名簿印字サービス
 - ・長期休業学童拠点サポート事業『Best'ie』 ・こども参画プロジェクト

主な年間行事 ※○各館イベント、◎合同・協カイベント

実施時期	イ ベ ン ト	
4月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○あそびのパレット ○ARTime (アート)
5月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○きせつWEEKS ○ほうじょう農園
6月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○あそびのパレット ○児童館ウェルカムパーティー ◎第28回あそぼうフェスタ
7月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○きせつWEEKS ○LAN (移動児童館等)
8月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○あそびのパレット ◎松山まつり ◎WAIWAIキャンプ in 中島
9月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○ARTime (アート) ○LAN (移動児童館等)
10月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○あそびのパレット ○きせつWEEKS ○すこやか赤ちゃん応援フェスタ
11月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○あそびのパレット ○LAN (移動児童館等) ○ほうじょう農園
12月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○きせつWEEKS ○ARTime (アート)
1月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○あそびのパレット ○きせつWEEKS
2月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME	○ARTime (アート) ○LAN (移動児童館等)
3月	○子育て支援講座 ○@Teen's-TIME ○Best'ie	○あそびのパレット ○LAN (移動児童館等)

C 久枝障害者生活介護事業所関係

1 久枝障害者生活介護事業所

(1) 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供、日常生活上の相談支援等を適切に提供する。

(2) 重点目標

- ①食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行う。
- ②創作的活動の支援を行う。
- ③生活介護事業として利用者一人ひとりの障がいの状態を把握して身体機能・生活能力の維持・向上を図り自立を目指すよう支援する。
- ④相互信頼を深め、生活の幅を広げるため意思の伝達方法の拡充定着に努める。
- ⑤送迎車両による送迎サービスの適正、円滑化を図る。
- ⑥多様な障がいへの配慮とともに加齢化、高齢化に伴う諸問題への対応に努める。
- ⑦多様な災害に備え利用者の障がいの状態に応じたきめ細かな防災対策に努める。

(3) 内容

①入浴サービス

介護者の負担軽減、健康管理、清潔感の保持

②食事提供サービス

キザミ食やペースト食、流動食等、個々の食形態に応じた適切な食事提供及び介助

③活動

- ・創作活動（絵手紙、アート、クッキング、習字等）
- ・レクリエーション

④相談

利用者からの生活面や健康の相談

⑤日常生活上の支援

- ・医療的ケア（保健師・看護師による痰の吸引等）
- ・機能訓練（理学療法士による機能回復訓練）
- ・身体介助（排せつ、着替え、移動等の介助）

⑥健康チェック（体温、血圧、脈拍、酸素飽和度測定）

⑦送迎サービス

送迎車両3台で送迎

(4) 対象者

松山圏域に在住する障害福祉サービス受給者（主たる対象者：身体障がい者）

(5) 定員

1日20名

(6) 利用費用

- ①利用者負担金 原則1割の定率負担金
- ②その他 食費及び原材料の実費

(7) 実施日

月曜日から金曜日 9:00～16:30

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日及び12月29日から1月3日までを除く。

(8) 日課表

9:00 ～	来所（送迎） 健康チェック、排せつ、服薬管理、 水分補給、入浴 連絡事項の確認	11:30 ～	昼食（食事介助・支援）口腔ケア 服薬支援 排せつ
		13:30 ～	午後の活動 健康活動、創作活動、外出、スポー ツ・レクリエーション等 機能訓練（身体状況に応じて） 入浴、排せつ、連絡帳記入、水分補給
10:30 ～	朝の会（利用者確認） 活動の説明、紹介、連絡事項、時 事・季節の話題等 午前の活動 健康活動、創作活動、スポーツ、 レクリエーション等 機能訓練（身体状況に応じて） 入浴、排せつ	14:15 ～	終わりの会 連絡事項、次来所時の活動説明及 び紹介、身近な話題等 帰宅準備
		14:30 ～ 16:30	帰宅（送迎）

(9) 主な年間行事

月	行 事
4	お花見
7	七夕・夏まつり
10	スポーツ大会
12	クリスマス会
2	節分豆まき会
3	ひなまつり

※外出活動（2カ月に1回程度）

※散髪活動（ " ）

2 久枝障害者生活介護事業所 日中一時支援事業

(1) 目的

障がい児を春休み、夏休み及び冬休み期間中に活動する場として一時的に預かり、その親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

(2) 内容

- ①健康チェック
- ②医療的ケアの実施（保健師・看護師による痰の吸引等）
- ③基本的な生活習慣（食事、排せつ、コミュニケーション等）
- ④入浴サービス
- ⑤食事提供サービス

(3) 対象者（原則）

- ①障がい児

(4) 定員

1日3人

(5) 利用費用

- ①利用者負担金 原則1割の定率負担金

②その他 食費及び原材料の実費

(6) 実施場所

松山市久枝障害者生活介護事業所

(7) 実施日

月曜日から金曜日 9:00～16:30 (春休み、夏休み及び冬休み期間中)

※国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する日及び12月29日から1月3日までを除く。

D 若草就労継続支援事業所

1 若草就労継続支援事業所事業

(1) 目的

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会、生産活動及びその他の活動等の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 内容

- ①訓練及び支援の実施
- ②生産活動の機会の提供 施設内作業
施設外作業及び施設外就労
- ③工賃の支払い
- ④職場実習の実施
- ⑤求職活動の支援の実施
- ⑥職場定着のための支援の実施
- ⑦家庭訪問支援の実施
- ⑧年間行事の実施
- ⑨他機関との連携及びケア会議の実施

(3) 利用費用

- ①利用者負担金 原則 1 割の応能負担
- ②その他 原材料及び行事等の実費

(4) サービス提供実施日時

月曜日から金曜日 9：00～15：30

※国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

- (5) 対象者 松山圏域に在住する就労継続支援（B 型）の支給決定を受けた者
（主たる対象者 知的障がい者）

- (6) 利用定員 20 名

(7) 日課表

時 間	内 容
9：00	開 所 （健康チェック、着替え、準備 等）
9：15	ラジオ体操
9：25	朝 の 会
	作 業
12：00	昼食 準備 （手洗い等） 昼 食 歯みがき 休 憩
13：00	作 業
14：50	後片付け、掃 除
15：00	帰 宅 準備、連絡ノート記入
15：25	終わりの会
15：30	帰 宅

(8) 主な年間行事

実施時期	行 事
4月	お花見散歩・保護者説明会
5月	ボウリング大会
6月	健康診断
	調理実習
7月	調理実習
	ショッピング (A班)
8月	ショッピング (B班)
9月	社会体験A班 (プラネタリウム)
10月	社会体験B班 (プラネタリウム)
11月	ルンルン喫茶
12月	障がい者アート展鑑賞
	忘年会・大掃除
1月	新年の集い
2月	いちご狩り (A班)
3月	いちご狩り (B班)
	お花見散歩

(9) 定例

月間行事	軽 運 動	概ね月 1 回
	調 理 実 習	概ね 3 か月に 1 回
	身 体 計 測	月 1 回
	避 難 訓 練	2 か月に 1 回
	個人懇談会 (モニタリング)	概ね 6 か月に 1 回

E 畑寺就労継続支援事業所

1 畑寺就労継続支援事業所事業

(1) 目的

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会、生産活動及びその他の活動等の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 内容

- ①訓練及び支援の実施
- ②生産活動の機会の提供 施設内作業
施設外作業及び施設外就労
- ③工賃の支払い
- ④職場実習の実施
- ⑤求職活動の支援の実施
- ⑥職場定着のための支援の実施
- ⑦家庭訪問支援の実施
- ⑧年間行事の実施
- ⑨他機関との連携及びケア会議の実施
- ⑩利用者のマイクロバス等による送迎

(3) 利用費用

- ①利用者負担金 原則 1 割の応能負担
- ②その他 原材料及び行事等の実費

(4) サービス提供実施日時

月曜日から金曜日 9：30～15：30

※国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

- (5) 対象者 松山圏域に在住する就労継続支援（B型）の支給決定を受けた者
（主たる対象者：知的障がい者）

- (6) 利用定員 20名

(7) 日課表

時 間	内 容
8：30～	送 迎
9：30	開 所（着替え、準備 等）
	ラジオ体操
	朝 の 会
9：50	作 業
12：00	昼食準備（配膳・手洗い等）
	昼 食 歯みがき 休憩
	作 業
13：00	掃除、帰宅準備
	終わりの会
15：00	
	送 迎
15：30～	

(8) 主な年間行事

実施時期	行 事
4月	えひめ子どもの城
5月	カラオケ
6月	健康診断、ラウンドワン
7月	タオル美術館
8月	畑寺サマーフェスティバル、調理実習
9月	ぶどう狩り
10月	パットゴルフ
11月	アイススケート
12月	歯科検診、クリスマス会、忘年会
1月	新年会、ボウリング
2月	ショッピング
3月	

(9) 定例

月間行事	軽運動又はレクリエーション	概ね月2回
	調理実習	概ね6ヶ月に1回
	身体計測	月1回
	避難訓練	2ヶ月に1回
	個人懇談会(モニタリング)	概ね6ヶ月に1回
	お誕生会	月1回

F ひまわり園関係

1 児童発達支援センターひまわり園

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、通所を通して、発達の遅れや障がいのある子どもたち(障がいの気づきの段階を含む)が、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けての支援を行う。

(2) 方針

- ・医療的ケア児や医療的ニーズの高い子どもを受け入れ、育ちの環境を整える。
- ・子どもの発達やニーズに応じた「発達支援」、育ちや暮らしを安定させることを基本においた「家族支援」、地域での健やかな育ちを考えた「地域支援」を提供する。
- ・一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を踏まえ、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成し、保護者や関係機関との情報共有や移行支援が円滑に行われるよう取り組む。
- ・保健や医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を提供するとともに、地域支援機能の充実を図る。

(3) 内容

- ①個別・集団保育
- ②療法職による個別援助
- ③子育てに関する相談
- ④保護者勉強会
- ⑤交流保育
- ⑥診察、健康管理（医療的ケア）
- ⑦給食
- ⑧バス送迎
- ⑨預かり保育
- ⑩移行支援（就学、就園）
- ⑪退園児フォロー

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学の子どもとその保護者

(5) 定員 50名

(6) 利用費用

- ・利用者負担金 原則1割の応能負担
※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償
- ・その他 給食費、保育材料等の実費

(7) 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日及び営業時間
月曜日から金曜日 8：30～17：15
※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。
- ・サービス提供時間
8：30～17：00
(預かり保育を7：30から10：00まで、及び15：00（水曜日は14：00）から19：00まで実施)

(8) 日課表

時間	内容		時間	内容	
7:30~	・預かり保育 (~10:00)		12:45	・個別、集団保育 ・おやつ	13:00 ・個別援助 14:00 ・個別援助 15:30 ・個別援助 (退園児)
8:45	・バス出発 (話し合い、療育 準備、清掃等)	9:00 ・個別援助			
10:00	・バス到着 ・身辺処理 ・排せつ ・個別、集団保育		15:00 水 14:00	・バス出発 ・預かり保育	
11:45	・給食 ・歯磨き、排せつ等		16:15 水 15:15	・バス帰園 (会議、研修、療育準備、清掃等)	
			~19:00	・預かり保育	

(9) 主な年間行事

実施時期	園行事	定例行事
4月	※入園式・※家庭訪問・※個別懇談 新入園児健診	○週間行事 ・診察 ○月間行事 ・避難訓練 ・身体計測 ・ハッピーデー ○交流保育 ・保育園との交流
5月	定期健診・※個別懇談・※親子遠足	
6月	※家族参観日	
7月	※夏祭りごっこ	
9月	年長児お楽しみ会・※個別懇談	
10月	※運動会・定期健診	
11月	※参観日・※歯科検診	
12月	※クリスマス会	
2月	※個別懇談	
3月	※卒園式・※修了式	

※印は、保護者参加行事

G 親子通園・くれよん

1 児童発達支援事業「親子通園・くれよん」

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、発達の遅れや凸凹、障がいのある子どもが、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、親子での通園を通して、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の充実に向けて取り組む。

(2) 方針

児童発達支援ガイドラインに基づき事業を行い、以下のことを目指す。

- 親子に遊びや活動等を提供し、人との関わりや様々な経験等を通して子どもの自己肯定感が高まり、生きる力が育つことを目指す。
- 保護者が、子どもの発達の状態等を把握し、子どもへの理解を深めて子育ての方法等を習得し、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行うことを目指す。
- 医療や保健、教育、福祉等の各関係者と連携を図り、子育てや子育てのより良い環境を作ることを目指す。
- インクルージョンを推進し、障がい等の有無に関わらず、共に過ごし、互いに学び合う経験を持てる共生社会の実現を目指す。

(3) 内容

- グループ援助や個別援助
- 食事の援助
- 移行支援
- 家族支援
- 保護者勉強会
- 関係機関連携

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

(5) 利用定員

30名／1日

(6) 利用費用

- ・利用者負担金 原則1割の応能負担
※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償
- ・その他 給食費等の実費

(7) 営業日、及びサービス提供時間

月曜日から金曜日 9:00～17:00

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。

※行事や相談等の際は、この限りではない。

(8) 日課表

	9:30～11:00	11:00～12:00	13:00～16:00	16:00～
月	グループ援助	食事の援助(給食) 清掃、準備	個別援助 家族支援 関係機関連携	清掃、準備 記録、話し合い
	家族支援、関係機関連携		会議、研修 他	
火	グループ援助	食事の援助(給食) 清掃、準備	個別援助 家族支援 関係機関連携 診察	清掃、準備 記録、話し合い
	家族支援、関係機関連携		会議、研修 他	
水	グループ援助	食事の援助(給食) 清掃、準備	個別援助 家族支援 関係機関連携	清掃、準備 記録、話し合い
	家族支援、関係機関連携		会議、研修 他	
木	グループ援助	食事の援助(給食) 清掃、準備	個別援助 家族支援 関係機関連携	清掃、準備 記録、話し合い
	家族支援、関係機関連携			
金	グループ援助	食事の援助(給食) 清掃、準備	個別援助 家族支援 関係機関連携	清掃、準備 記録、話し合い
	家族支援、関係機関連携			

(9) その他の事業

愛媛県発達支援通園事業連絡協議会

○目的

県内の障害児通所支援事業を行う各事業所が相互に連携し情報交換することによって、事業の運営をより良いものとし、さらに研修を行い職員の資質向上を図る。

○内容

本協議会の会長及び事務局を務める。
連絡協議会を計画し開催する。

H 畑寺児童発達支援事業所

1 畑寺児童発達支援事業所

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、発達遅れや障がいのある子どもたち(障がいの気づきの段階を含む)が、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、親子での通園を通して、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けての支援を行う。

(2) 方針

児童発達支援ガイドラインに基づき事業を行い、以下のことを目指す。

- 子どもの個性や自発性を大切にしながら、人との関わりや様々な経験等を通して生活する力を育てる。
- 保護者と十分に話し合いを持ちながら、子どもへの理解を深めたり、関わり方を身につけたりできるようにする。
- 子どもが生活する場において、のびのびと自己主張できるように関係機関との連携や共通理解を図る。

(3) 内容

- ①グループ援助や個別援助
- ②診察、健康管理
- ③摂食援助
- ④巡回
- ⑤相談
- ⑥保護者勉強会

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

(5) 利用定員

25名/1日

(6) 利用費用

- ①利用者負担金 原則1割の応能負担
※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償
- ②その他 保育材料等の実費

(7) 営業日及びサービス提供時間

月曜日から金曜日 9:00～17:00

※国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。

※行事や相談の際はこの限りではない。

(8) 日課表

	9:00～12:00		13:00～14:00	14:00～17:00
月	グループ援助 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ援助 個別援助 相談
火	グループ援助 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ援助 個別援助 相談
水	グループ援助 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ援助 個別援助 相談
			診 察 カンファレンス	
木	グループ援助 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ援助 個別援助 相談
			職員会	園内研修 等
金	グループ援助 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ援助 個別援助 相談

I ひだまりクラブ

1 児童発達支援事業「ひだまりクラブ」

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、通所を通して、重症心身障がいのある子どもたちが、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けての支援を行う。

(2) 方針

子どもの成長及び保護者の願いや意向に基づく発達や子育ての支援を行うために、保護者とともに、一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を明らかにし、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成する。

また、保護者に対しては、親子での通所を通して、子どもの理解を深め、子どもとの関わり方を習得し、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行っていけるように支える。また、個別の支援計画に記載される医療や保健、教育、福祉等の各関係者と連携を図り、与えられた事業所の役割を果たす。

(3) 内容

- ①集団保育
- ②個別援助
- ③医療的ケア、診察、健康管理
- ④相談
- ⑤摂食援助
- ⑥単独通園
- ⑦移行支援

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学の子ども（重症心身障がい児）とその保護者

(5) 利用定員 5名

(6) 利用費用

- ・利用者負担金 原則1割の応能負担
※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償
- ・その他 摂食援助材料費、保育材料等の実費

(7) 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日及び営業時間
月曜日から金曜日 8:30～17:15
※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。
- ・サービス提供時間
8:30～17:00

(8) 日課表

時間	内 容
9 : 1 0	個別援助
1 0 : 1 5	登園、健康チェック、身支度
1 0 : 3 0	朝の集まり、集団保育
1 1 : 0 0	水分補給、休息
1 1 : 1 0	集団保育
1 1 : 5 0	摂食援助、歯磨き、休息
1 3 : 1 0	集団保育、個別援助
1 3 : 3 0	帰りの集まり、水分補給
1 4 : 0 0	降園
1 4 : 1 0 ~	職員会議・研修等

(9) 主な年間行事

実施時期	園行事	定例行事
4月	入園式	○月間行事 ・避難訓練 ・身体計測 ・ハッピーデー ○保健行事 ・定期健診（5月・10月） ・歯科検診（11月）
5月	親子遠足	
6月	家族参観日	
7月	夏祭りごっこ	
9月	年長児お楽しみ会	
10月	運動会	
12月	クリスマス会	
3月	卒園式・修了式	

※利用児の体調等の状況により園外保育を年2回程度実施する。

J ハーモニープラザ関係

1 ハーモニープラザ管理運営事業

(1) 目的

児童の健全育成や情操を豊かにする場としての「中央児童センター」をはじめ、障がいの有無を問わず、発達について幅広い相談に対応する「こどもの相談室 ふらっと」、就業を通じて高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る拠点としての「シルバー人材センター」、市民の自主的な活動の輪を広げるための児童、高齢者及びボランティア等の団体が会議や研修・交流の場としての活動ができる貸室が一体となった複合施設としての役割を踏まえ、その機能を十分果たせるよう円滑な管理運営に努める。

K 畑寺福祉センター関係

1 畑寺福祉センター管理運営事業

(1) 目的

児童の健全な育成や障がい者の自立及び社会参加を支援し、また市民福祉の増進を図ることを目的とした複合施設としての役割をふまえ、効率的で適正かつ円滑な管理運営を行う。

L こどもの相談室 ふらっと 関係

1 障がい児相談窓口運営事業

(1) 目的

生活のしづらさ、育てにくさのある本人（本児）とその家族に早期に関わり、切れ目なく支援することが重要であることから、障がいの有無を問わず、発達について幅広い相談に対応する。誰もが気軽に立ち寄り、継続的に専門的な相談ができる環境を整備するなど、地域の社会福祉の中核として先導的な役割を果たすことを目的とする。

(2) 方針

発達に不安や遅れのある本人（本児）とその家族の意思及び人格を尊重し、常に本人（本児）とその家族の立場に立ちながら、本人（本児）が住み慣れた地域で自分らしく日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談を受け必要な情報の提供及び助言や、その他の必要な支援につなげる。

(3) 内容

- ①福祉サービスの利用等に関する相談（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を除く。）
- ②障がいや病状の理解に関する相談
- ③健康・医療に関する相談
- ④不安の解消・情緒安定に関する相談
- ⑤保育・教育に関する相談
- ⑥家族関係・人間関係に関する相談
- ⑦社会参加・余暇活動に関する相談
- ⑧権利擁護に関する相談
- ⑨本人（本児）、家族と支援機関との繋ぎ
- ⑩障害児相談支援事業者の人材育成、地域の相談支援体制の強化
- ⑪児童館を中心に子ども子育て支援との連携強化

(4) 対象

地域（松山市）に在住する本人（～18歳）とその家族及び支援者等

(5) 利用費用 無料

(6) 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 8:30～17:15

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。

2 特定相談支援事業

(1) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、発達の遅れや障がいのある子どもたち（障がいの気づきの段階を含む）とその保護者からの相談に応じ、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービスの利用に向けて、情報の提供及び助言を行い、併せて市町

及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に支援する。

(2) 方針

発達の遅れや障がいのある子どもたちとその保護者の意思及び人格を尊重し、常に子どもとその保護者の立場に立ちながら、子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、子どもとその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。

(3) 内容

- ①利用者等の日常生活全般に関する相談
- ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③サービス等利用計画の作成及び評価
- ④訪問による継続的なモニタリング
- ⑤前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(4) 対象

松山圏域に在住する障害福祉サービス事業を利用する子どもとその保護者

(5) 利用費用

- ①利用者負担金 利用者負担額なし
- ②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）

(6) 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 8：30～17：15

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。

- ・サービス提供時間

8：30～17：00

3 障害児相談支援事業

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、発達の遅れや障がいのある子どもたち（障がいの気づきの段階を含む）とその保護者からの相談に応じ、抱える課題の解決や適切な障害児通所支援の利用に向けて、情報の提供及び助言を行い、併せて市町及び障害児通所支援事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に支援する。

(2) 方針

発達の遅れや障がいのある子どもたちとその保護者の意思及び人格を尊重し、常に子どもとその保護者の立場に立ちながら、子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、子どもとその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。

(3) 内容

- ①利用者等の日常生活全般に関する相談
- ②地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- ③障害児支援利用計画の作成及び評価
- ④訪問による継続的なモニタリング
- ⑤前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等

- (4) 対象
松山圏域内に在住する障害児通所支援事業を利用する子どもとその保護者
- (5) 利用費用
①利用者負担金 利用者負担額なし
②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）
- (6) 営業日及びサービス提供時間
・営業日及び営業時間
月曜日から金曜日 8：30～17：15
※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。
・サービス提供時間
8：30～17：00

4 保育所等訪問支援事業

- (1) 目的
児童福祉法の規定に基づき、保育所等への訪問による療育を通して、発達の遅れや障がいのある子どもたち(障がいの気づきの段階を含む)が、保育所等の集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な発達支援を行う。また、子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けて重層的に支援を行う。
- (2) 方針
子どもの成長及び保護者の願いや意向に基づく発達や子育ての支援を行うために、保護者や保育所等の職員とともに、一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を明らかにし、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成する。そして、訪問による療育支援において取り組み、目標の実現を目指す。保護者に対しては、子どもの理解を深め、個々に合った子育ての方法を知り、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行っていけるように支える。また、「個別の支援計画」に記載される医療や保健、教育、福祉等の各関係者との連携を図り、与えられた事業所の役割を果たす。
- (3) 内容
①子どもに対する支援（集団生活適応のための支援）
②訪問先の保育所等と保護者に対する支援（支援方法等の相談、助言）
- (4) 対象
松山圏域に在住する保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた子どもとその保護者
- (5) 利用費用
①利用者負担金 原則1割の応能負担
※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償
②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）
- (6) 営業日及びサービス提供時間
・営業日及び営業時間
月曜日から金曜日 8：30～17：15
※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月29日から1月3日を除く。
・サービス提供時間
8：30～17：00

5 障害児等療育支援事業

(1) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、発達の遅れや障がいのある子ども(障がいの気づきの段階を含む)及び保護者に対して、相談や療育を通して、発達支援や子育て支援を行う。また、子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力、または求められる指導をし、発達支援と子育て支援の実現を目指す。

(2) 内容

- ・訪問による療育支援（巡回相談）

相談を希望する子どもの家庭や保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、相談や療育支援等を行う。

- ・外来による相談、支援（外来療育）

子ども及び保護者に対して外来の方法により、相談や療育支援等を行う。

- ・保育所や幼稚園、小学校等と連携・協力した相談、支援（施設支援）

教育、福祉等の関係機関からの依頼により、療育に関する技術向上のための助言、及び発達や発達障がい等に関する研修会等を行う。

(3) 対象 松山圏域に在住する子ども及び保護者、関係者

(4) 利用費用 松山市等の要綱により無料